

明治12年の郡別経済地図作成について

—記号および彩色区分表現法の展開との関連で—

佐藤 甚次郎

- I. はじめに
- II. 一郡限分色地図調製の通達
- III. 郡別経済地図の表現上の特色
 - (1) 記号と色別による数量的表現
 - (2) 近世地図における記号化と色分けの展開
 - (3) 壬申地引絵図から改租地引絵図への変化
- IV. 郡別経済地図の作成に関する資料
 - (1) 地価査定における調査資料
 - (2) 村々より書上げの資料
 - (3) 皇国地誌編纂における資料
 - (4) 農産・物産および職業調査等の報告資料
- V. おわりに

I. はじめに

明治12(1879)年に、「一郡限分色地図」と題した1郡を範囲とする経済地図が、全国的に作成されたとみられる記録が残っている。多くの事項に関し、しかも村(現在の大字にあたる)と町を単位として定量的に表現したところの経済地図である。

しかし、作成を指令し、記号や色分けなどの「凡例」を具体的に指示した文書は残っているものの、調製された地図そのものは現在のところ発見されていないのである。この地図が発掘されれば、江戸後期の様相がそのまま継続した明治前期、近代化の進行直前の状況を理解し得る点で、資料的価値はきわめて高いものであろう。さらに、このような表現による経済地図としては日本で最初のものと思われ、地図表現の発達の上からも注目される地図である。

明治13(1880)年1月から、陸軍の参謀本部は2万分ノ1迅速図の原図を測量作図し、畑地は黄色、林野を薄緑色で彩色し、地目を色で区別したが¹⁾、これを集合図にして刊行した迅速図では、一色刷りのために地目の色分けが記号に置き換えられた²⁾。陸軍省は³⁾、フランス式測図法の導入をはかってフランス工兵士官ジョルダンを招聘し、明治8(1875)年に彼が首班となって制定した諸記号を『地図彩式』として陸軍兵学寮から刊行、同13年にはフランス砲工学校の教本に拠って『測量軌典』をつくった。迅速図はこれにもとづいて作成されたのであった。

また、内務省(地理局測量課)では府県が管内地図の作成にあたって準拠させるために、ドイツに留学させた地誌課の岩橋教章に『測図図譜』(資料1)を作成させ、明治11(1878)年8月に頒布した。これは主として2,500分ノ1の縮尺の図を対象としたので、同13年には25,000分ノ1縮尺図に適用するものを作成し、14年2月に頒布している。それは各種の地形・事物の表現方法と多くの記号を制定し、提示したものであった。

つまり、この時代はわが国で彩色による類別と記号化が大きく進められた地図表現の上で注視すべき時期で、一郡限分色地図⁴⁾はこれらとの関連においても注目される地図である。

II. 一郡限分色地図調製の通達

三重県庁行政資料室に保存されている自明治八年至十四年『地租改正事務局布達達』の綴簿

大部分ヲ染ルニ茶色ヲ以テシ、而之ニ挿ムニ僅少ナル黄線・紫線及(む)ノ字ヲ以テスルカ如キ是ナリ。

濃黄=(む)ノ字ヲ黒記スル者 産麦区域
 濃黄=(ま)ノ字ヲ黒記スル者 産大豆区域
 濃黄=(く)ノ字ヲ黒記スル者 梅桃梨柿葡萄ノ類ヲ田畑ニ栽培シ、其果実ヲ市場ニ輸出シ得ル区域

但、故サラニ田畑ニ栽培スルニ非シテ宅畔ニ偶生スル者及市場ニ輸出シ得サル程ノモノハ之ヲ問ハス。

淡緑 養蚕区域
 濃緑 産櫨漆楮区域
 淡茶 産茶区域
 淡紫 産煙草区域
 濃紫 産麻区域

淡茶=(わ)ノ字ヲ黒記スル者 産草棉区域
 さらに同文書には、用いるべき記号として資料2に示したような記号が示されている。

以上のように用紙も配付され、4月15日まで提出すべきことが指令されているのをみれば、12年1月までに改租が完了した府県(新潟県、静岡県、現在の香川県を含む高知県、長崎県、熊本県、現在の宮崎県を含む鹿児島県を除く以外の府県)においては、この凡例に準拠した地図が調製され、地租改正事務局に提出されたものと思われる。



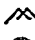







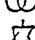
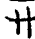


Ⅲ. 郡別経済地図の表現上の特色

(1) 記号と色別による数量的表現

上記の一郡限分色地図作成の準則では、諸事項の表現に多くの記号使用を指示している。それには、

- a) △, ○, +などの図形による記号
- b) 錨, 帆船, 山形など、そのことを特徴づける物を抽象化した図形による記号
- c) 文字, あるいは文字を図形化した記号

など多様な種類の記号が用いられている。しかも、これらの図形のうち二つを組み合わせ、1個のものと2個のものとの数量的差異をもたせる方法もとられている。また、(一), (二),

	錨符	海港河津
	単環符	荷車不通区域
	山容符	車行ヲ碍ル険阪
	単渦符	凡千石以上ニ漑ク用水 <small>天然</small> 渚沼 <small>人工</small> (池ノ字名ヲ註スヘシ)
	双渦符	凡五千石以上ニ漑ク用水 <small>天然</small> 渚沼 <small>人工</small> (同断)
	水符	凡一万石以上ニ灌派スル人工用水路(堰水ノ字名ヲ註スヘシ)
	重水符	凡五万石以上ニ灌派スル人工用水路(同断)
	エ符	凡十万石以上ニ用水ヲ分配スル源川(天然)
	双環符	純商ナキ村
	帆船符	通船溯極点
	井符	富区域
	三角符	貧区域 但貧富ハ大概達観上ニ就テ云
	三符	重ナル余業(耕耘栽培外ニ営ム所ノ諸製造力役, 例ヘハ小田原ノ鰹漁, 瀬戸ノ陶器ノ類ヲ云フ)
	十符	茶穀雜貨類毎月若干回市立アル村

資料2 『地租改正事務局布達達』に収載の凡例

(三)を記入して、その優劣の相違を表現することも行なわれている。

記号による数量的差違の表現の他に、水害および旱害の場合などは色とその濃淡で災害の度を示している。また、色別で作物別の栽培地域や両毛作などの地域を区別している。

つまり、この地図では、その地域(郡範囲)における多様な経済(生産および流通)事象と水・旱害や灌漑および運輸に関する土地の条件などを1枚の図面に収めている。それは記号と彩色によって諸事項と農作物栽培地域とを示し、しかも数量的に、あるいは相対的な量的相違を表現しているのである。

(2) 近世地図における記号化と色分けの展開
 以上のように地図表現の上での特色がみられ

るのであるが、事物表現の記号化、彩色による等質的地域の範囲提示や地域類別の手法については、当時までの日本における状況はどのようなか概観し、この地図の表現方法がどのように位置づけられるかをみよう。

a) 合印の使用

道路を線あるいは平行の2線であらわし、国・郡の境界を実線や破線などで示し、また国名・郡名や城下などを四角の枠で囲むとかも、記号の一つと見なされよう。しかし、これら以外の特定の事物をも記号化して描く手法は、『地図彩色』や『測絵図譜』以前において、すでに近世の地図(絵図)⁹⁾で用いられている。

たとえば、寛文10~13(1670~1673)年の遠近道印作・経師屋加兵衛板『新板江戸大絵図』(いわゆる寛文五枚図)では、坂の場所や辻番所について記号を用いて表現している。宝暦3(1753)年の美濃屋・吉文字屋板『江戸切絵図』では、見付番所、足軽番所、辻番所、火之見櫓のそれぞれの類別を記号で描き、「凡例」あるいは「合印」としてこれを提示している。宝暦6~8(1756~1758)年ごろの板行とみられる白柳子書写施行『日本国大略之図』では⁹⁾、各地の領主を国主、外様、普代、定府、公領と分け、それを□、△、○、●などの記号であらわしている。文化3(1806)年刊の赤松九兵衛板『増修改正摂州大阪地図』(大岡尚賢・岡田玉山)では、町組の別を●、▲、△、△などの符号を記入することで組名を示している。また、天保2(1831)年刊の『房州図』(日本寺蔵板)では、資料3におけるような記号が使われている。記号はそれぞれが独自のものを設定しているのである。

天保8(1837)年上梓の青生元宣『国郡全図』では、神社と寺院を鳥居と堂宇の形を図形化した記号であらわしているが、神社、寺院、屋敷あるいは村落、一里塚、関所を資料4のような記号で描くことは、江戸時代後半の国単位や比較的広い範囲にわたる小縮尺の地図では多く採用されている⁷⁾。

これらの記号(符号)および配色の解説、さ

経師屋板『新板江戸大絵図』(1670年)
■辻番所 ≡坂道
美濃屋・吉文字屋板『江戸切絵図』(1753年)
■辻番所 △坂道 ㄱ木戸
日本寺板『房州図』(1831年)
●一里塚 ≡山道 ---郡分
□古城跡 △札所観音
松川半山『撰津国一覽絵図』(1847年)
○村里 □市町 □城下
▲名所古跡 ㄱ古城 ㄱ寺院 ㄱ神社
菊池脩蔵『武蔵国全図』(1856年)
□郡名 ≡郡境 □城下 ○陣屋 □駅市
○村名 ○新田 ○枝郷 ○枝村新田
ㄱ関所 ㄱ神社 ㄱ仏宇 ○名勝旧跡
△温泉 □古戦場
□台場 ㄱ廻船見当常燈明

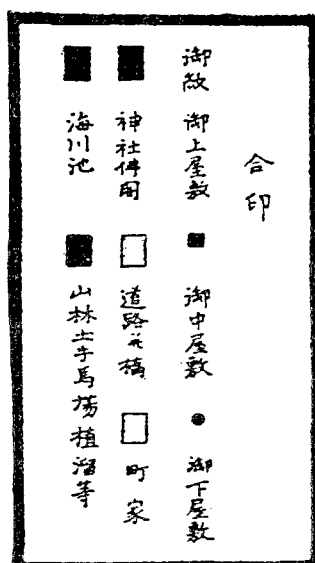
資料3 近世絵図における合印の例

	屋敷あるいは村落
	神社
	寺院
	関所
	一里塚

資料4 類似の図形記号が多い事物

らには記号そのことが、一般に「合印(あいじるし)」と呼ばれた⁹⁾。なお、「合印」は拡大されて「凡例」と同義にも用いられた(資料5)。

伊能忠敬の文化元(1804)年8月上呈地図(小図)でも、城下、陣屋、神祠、仏寺、湊澗、極度測地、あるいは国界・郡界などを記号で示し、それらの凡例を「地図合印」として示している。



資料5 尾張屋清七板『増補改正江戸切絵図』の合印

また、文政4（1821）年の『大日本沿海実測全図』では、彩色類別と符号に関して次のように述べている⁹⁾。

一、図上の采（いろどり）を異にして之を分つものは、山岳草木は翠緑、河海湖水は藍青、田園の遠霞は殷色（赤黒い色）、砂地浜涯は黄色とす。その他に符号を用いしものは専ら簡易をとり、且つ覽に便なるを要する。例えば左の如し。（資料6を参照）

要するに、中世の莊園絵図では建造物を絵画的な手法でリアルに描いているが、近世の地図では記号（合印）によって表現する方法が用いられ出し、この手法は普及した。しかし、記号に関しては17世紀から19世紀にかけての長年月の経過において統一されることがなく、作図者各人がそれぞれ独自の記号を用いているのである。ただし、日本全国や諸国の全図など小縮尺図では、神社と寺院は同類型の記号が多く用いられた。また、村絵図などの大縮尺図の場合も、屋敷地について家型や屋根型の記号による表現がかなり普遍化したが、同じ図形の記号として単一化されることはなかった。

一 圖上異采分之者、山岳草木翠緑、河海湖水藍青、田園遠霞殷色、砂地濱涯黄色、其他用符号者、專取簡易、且要便于覽也、例如左、

國 郡 國界 郡界

城 陣屋 驛 社

關所 寺合 港 測路

一 附録記里程之例、自江戸日本橋敷

資料6 『大日本実測録』首巻に収載の凡例の一部

しかし、大縮尺図では神社および寺院を記号で示すことがほとんど行なわれず、郷倉や高札場などとともに絵画的な手法でリアルに描かれ、莊園絵図の様式を踏襲したものが多かった。江戸図・江戸切絵図あるいは京都市街図などの場合も、神社や仏閣に関してはこの手法で描いている。大縮尺図ではこの手法が主で、記号化はあまり進展しなかった。小縮尺図の場合は、それらを写実的な絵で描ききれないところに、記号化が進歩したものと思われる。

明治前期においても、このことは継続された。明治元（1868）年12月22日に新政権は直轄の府県と各藩とに対して国図調製方を指令したが、その際、別紙として色分けを

御領ノ村々＝朱色、宮堂上領ノ村々＝薄色、諸侯領ノ村々＝白、中下大夫上士領ノ村＝青、社寺領ノ村々＝黄、山＝青、海湖沼川＝浅黄、郡分＝黒筋、往来＝朱筋

と定め、さらに記号として、

府県＝、城下＝、村々＝、宿駅＝、関門＝、社寺＝、古城跡＝

を用いることとし、「右ノ通国図美濃紙裏打認、夫々色分合紋ヲ以分明取調、早々可差出候事」と指示した¹⁰⁾。

また、明治4（1871）年3月8日に太政官は府県に管内の地理・戸籍・社寺・駅市・港湾等の調査と村絵図提出を指令したが、これを承けた品川県庁の6月28日付の村絵図作成に関する布達では¹¹⁾、凡例として坂、堤防、山についての記号を指示している。

さらに、明治6年3月の茨城県『（壬申）地引絵図作成方法統一ニ関スル達』では、後掲のように地目別の配色とともに記号を提示している。

以上、維新後に明治政府や府県などが地図作成を指令し、準則として提示した記号についてみれば、江戸時代の記号様式を襲用しながらも、それぞれが独自に記号を設定しているのである。

明治11年に学校教育用のものとして斎藤幸直撰著『小学地理描図符号』（埼玉県師範学校蔵板）が刊行されている。記号は多分に外国地図のそれを根拠にしたと思われるが、神社と仏閣の記号には資料7のものを用い、また廃城や温

泉の記号も江戸時代の小縮尺地図につかわれた図形と類似の記号が採用されている。

また、内務省地理局地誌課が明治12年1月に出版した『相模武蔵二州図』では、神社、仏寺、温泉などは次のような独自の記号を用いている。

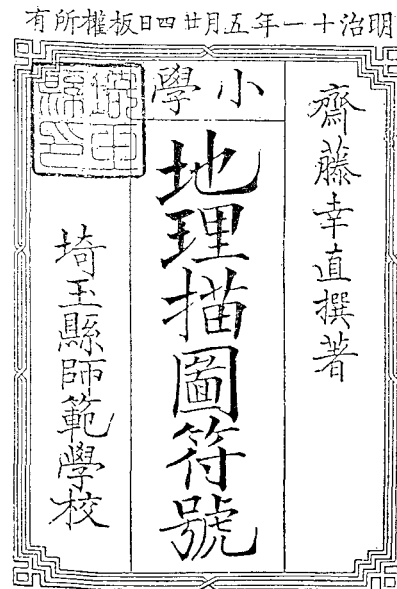
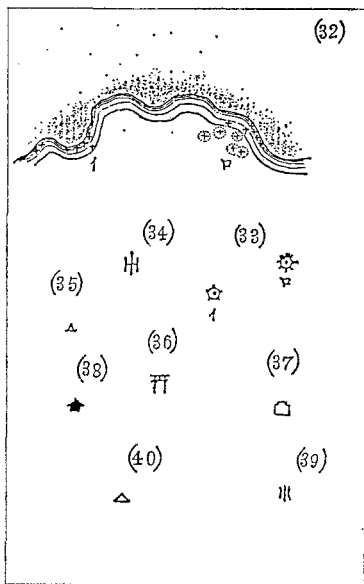
✕ 社, ㄩ 寺, ㊦ 温泉, 錨 港,

これは同13年に地理局測量課が印行した『測絵図譜』の記号とは異なっている。仏寺の記号は十字架を屋根につけた教会を図形化したもので、ヨーロッパのものを参考にしたことを示唆する。

b) 色分け手法の発展

異なった色を施して地域を区分したり類別することは、早くから行なわれた。天平7（735）年12月25日作成と奥書がある『弘福寺領讃岐国山田郡田図』では、^{たいしや}袋赭（茶色がかった橙色）で家地、薄茶色で畠、白緑色で開墾の田畠、無彩色で田と、地目を区別している。

道路や河海などの彩色も当然これに含まれるにしても、このことは別として、その他の地目や土地の区分・類別をも色別で行なう手法は、



資料7 『小学地理描図符号』

(36)神社, (37)廃城, (38)仏閣, (40)温泉

近世の地図でも多くの場合の表現に用いられた。この方法は「色分け」と称され、「色訳」の文字もつかわれた。

たとえば、承応3（1654）年の『佐賀城廻の絵図』で、支藩などの各家臣団屋敷を色で分けて類別している例がみられる¹²⁾。また、寛永9（1632）年板『武州豊島郡江戸庄図』の東京都立中央図書館蔵のものは、町屋部分を鼠色、寺社地を淡紅色、道路を黄色、川海は藍色で手彩して区別している。天明6（1786）年改『洛中洛外絵図』では¹³⁾、禁裏・仙洞御所および公卿屋敷は胡粉（白）を塗り、寺院は薄赤、神社は薄青で彩色している。この手法は各地の城下絵図でも用いられ、町屋、寺社地、あるいは田畑などのそれぞれを色分けて区別しているものが多く認められる。

幕府が調製を指令した国絵図では、色分けで郡の区別を明確にしている。正保の国絵図（明暦3〈1657〉年完成）では、小判形で記入した村々について郡別をそれぞれ色を変えて彩色し、区別を鮮明にしている。この手法は元禄国絵図、天保国絵図においても踏襲された。たとえば、元禄10（1697）年の国絵図改訂（元禄国絵図）にあたっての準則『国絵図可仕立覚』では¹⁴⁾、「絵図・帳共に郡わけ之事」と郡を区別すべきこととし、また『国絵図仕立様之覚』では¹⁵⁾、「郡墨筋之内ニ郡之色記可被申事」「郡色分ケ不紛様ニ可被仕事」と規定している。さらに「畳紙ニ郡色分ケ之目録……書付可被申事」と色分けに関する凡例を畳紙（ケース）に記すべきことを指示している。

この手法は日本全図などで諸国の区画を鮮明にし、配置関係を明確に表現する手段として用いられた。慶長10（1605）年の幕命で提出された国絵図にもとづいて作成された日本絵図では¹⁶⁾、色で国々の区別と範囲とを鮮明にする描き方を用いている。また、正保国絵図をもとにして幕府が北条氏長に作成させた正保日本絵図や¹⁷⁾、元禄国絵図にもとづいて享保4（1719）年に建部賢弘に作り直させた日本絵図の写本と伝えられているものでも¹⁸⁾、この手法は襲用さ

れている。

また、諸藩は郡単位で、あるいは組や通・郷などと称し、郡奉行あるいは大庄屋・大肝煎の管轄地域を区分した場合が多かったが、藩領（城）絵図では小判型（楕円）で描いた村々について、区別を色分け彩色して示した例がかなり一般的に認められる。この表現手法は、国絵図の様式に依ったものとみられる。

諸国絵図でもこの手法が多く用いられたが、これには郡域別に色分けする仕方と、村の小判型・短冊型を色分けする仕方との二つの類型が認められる。

色分けで地目や土地の類別を表現することは、江戸市街図や村絵図類などでも採用されて、明確さや直截性を高める点で効果をあげている。

正徳年間（1711～1715）の刊行とみられる須原屋茂兵衛板『分間江戸大絵図』では、武家屋敷は白地のままであるが、町屋は黄色、寺社地は暗褐色に塗っている。このような彩色によって地図そのものを見やすくし、特定場所の検索を容易にするとともに、暗色に囲まれた明色の前進性と膨張性にもとづいて大名・旗本屋敷名の文字を鮮明にする効果をあげている。天保14（1843）年の岡田屋嘉七板『天保改正江戸大絵図』では、白＝無彩色（武家屋敷）、赤色（寺社地）、鼠色（町屋・百姓家地）、褐色（田畑）、緑色（土手・山・林地）、黄色（道路）、青色（海・川・堀）、褐色を青色で囲む（馬場・明地）と分けている。前記の尾張屋板『江戸切絵図』では、白地のまま（武家屋敷）、赤色（神社仏閣）、鼠色（町屋）、緑色（山林・土手・火除地・馬場・原・植溜等）、黄色（道路ならびに橋）、藍色（川・堀・池）と上例とほぼ同じ配色である¹⁹⁾。

以上にあげた日本全図や藩域図は手描きか、墨の木版刷りのものに筆彩を施したものであるが、色分け手法を含めて地図の色刷りが普及するのは天明頃（1780年代）からである。それは浮世絵の多色刷り木版画（錦絵）の展開（明和年代、1760年代）にもなって刊行地図にこの技法が導入されて、色分け手法を取入れた描き

方の地図の刊行が多くみられるようになった。

色分けの手法は、検見で作成された耕地絵図や境界論争などでつくられた村絵図類にも多く用いられた。入会地とか境界に関する論争で作成された地図では、その主張する境界・地域を彩色して表現したものが多くみられるが、これによって論点を明確にし、主張点を強調することの効用が意識されてであろう。

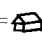
耕地絵図は、享保16(1721)年以降に実施されたといわれる検見に際し、内見帳とともに村方から検見役人に提出され、村の概況を野外で説明するのに用いられた。したがって、田畑や村落(屋敷)の場所と字名、それらの配列状況、また山林や川溝・道路などの関係を明示する必要があったのである。色分け方式を採用した描き方は、これらを視覚的に判然とし、この地図の使用目的にきわめて適合したものと見える。

江戸時代の村絵図作成の仕方や図式などの慣例は、明治前期に引継がれ、壬申地券交付調査で作成された地引絵図および地租改正事業で調製された地引絵図にも踏襲された。さらに地押調査における更正地図や地籍編纂事業で作成された地籍地図でも継承された。

たとえば、明治元(1868)年12月に太政官は前述のように府県と諸藩へ管内地図提出を要求し、配色と記号とを提示した。明治6年3月の茨城県『(壬申)地引絵図作成方法統一ニ関スル達』では²⁰⁾、「図面色識別紙之通可相心得事」として、

田=白、畑=黄色、海川池沼之類=松葉色、
道=赤色、税外郷藏墓所高札場社寺之類=
青色(但、官私之次第可記)、他村より居
村江飛孕ル地所=鼠色

と配色を指定し、さらに、

社=卍、寺=○、城郭跡=□、
屋敷=、内之荒地=△、

と記号を定めている。

また、沽券税法の実施にあたって、城下町などの外延的發展でどこまでを沽券地とするか、すなわち市街地と郡村地との区画が各地で問題

となったが、それを区別する「色分け地図」がつくられた。

たとえば、鳥取県から租税寮改正局への伺書(壬申9月)で、「鳥取町之儀、別紙絵図面色分ケ之通各種之地所混淆仕候処……図中朱点之通區別相立」といっており²¹⁾、山梨県の伺いたいして改正局は「市在之区分相立、色分図面ヲ以可申立」と指令している(壬申11月28日)²²⁾。中津および豊津についての小倉県伺いに対しても、「有税無税郡村市街之区域判然不致ニ付……判然タル色分絵図面ヲ以更ニ可伺出事」(6年3月23日)と指示している²³⁾。色分け形式の描き方の地図が、この区分調査にきわめて有効なものとして、以上の他に金沢や宇和島など多くの都市でも調製されたことは、『租税寮改正局日報』によっても知られるのである。

さらに、改租地引絵図の場合は、各府県が独自にそれぞれ配色を指定し、府県で相違している。

たとえば、福岡県の『地引絵図引立方心得規則』(明治7年12月)では²⁴⁾、「地図色分左之通相定候。別種色分ケ無之テハ不相済分ハ委細申立、指揮ヲ受ヘシ」として、次の配色を定めている。

田=白、畑=黄色、宅地=シャセキ(赭赤)、川溝池海=藍色、道=赤色、山林=萌黄色、土手藪荒地野地=薄萌黄色、社寺地=紫色、村境=薄墨ぼかし、郡界=茶色ぼかし、国境=桃色ぼかし

敦賀県の場合は、『郡村取調規則増補』(明治9年3月17日第36号達)で配色と記号とを「図式色分標目」として提示している。

社地=赤色、寺地=赤茶色、墳墓地=薄雌黄色、藪=萌黄雌黄交接乱点(但、宅地耕地林地ノ中ニ介属スルモノハ藪ノ名義ヲ載セス其形ヲ図ニ顯スノミ)、山林郊原岸堤塘草原=萌黄色、砂浜=雌黄乱点、石隈石河原=薄墨色、海川池用悪水路=藍色、道路=朱色、橋=白地短冊、家宅=朱山形、県境=墨大電形、大区境=墨角繫、小区境=墨菱繫、国境=連々黒角、郡境=連々黒

圈、村境＝墨太筋、字境＝墨環違、持主境＝墨細筋、一人持地統一筆限境＝墨連点、田畦畑溝形＝雌黄細筋

c) 両手法の併用

色分けと記号とを併用する表現の仕方は、以上のように江戸時代において普及し、明治前期にもこれは継承された。

しかし、江戸時代において色で数量的階級区分をして表現するとか、数量的な大小の比較を記号によって表現した事実は、今のところ管見では認め得ない。もしあったにしても稀れな例で、創意の方法が他に影響し、波及することはなかったとみられる。

明治になって、この一郡限分色地図の調製が指令される2年ほど前に、記号で定量的表現を行なった地図の例が認められる。明治10(1877)年に陸軍参謀局が刊行した『大日本全図』(木村信卿編次・渋江信夫絵図)であって、都邑に関し人口10万～20万、5万～10万、2万～5万、1万～2万、5千～1万、2千～5千、1千～2千、1千以下著名地と、人口規模で8段階に分け、



などの図形およびその大小で階級を定めて表現している²⁹⁾。なお、この図では大埠頭、碇泊所、燈台、鎮台、分営、郵便局、電信所、官国幣諸社、巨利、著名古戦場などを記号で描いているが、数量的相違を表現したのは都邑についてだけである。この地図は、記号によって数量的差異を表現する方法を採用したものとして最も古い例かと思われる。編者および製図者がフランス士官によって教育された木村陸軍少佐²⁹⁾と渋江陸軍^{くんのう}二等出仕で、また山地表現がフランス式の略式暈滲法である点をみれば、このアイデアはフランスの地図に依ってであろうことを推測させる。

この人口規模の階級区分による記号表現の方法は、明治12年に参謀本部が作成した『軍管附図』(21万6千分ノ1)にも採用され、街市駅宿については1万以上、5千以上、1千以上、

5百以上、5百以下の4階級に、集落に関しては5千以上、1千以上、5百以上、5百以下の4階級に区分して、それぞれ記号を定めて表現している。この描き方は、さらに陸地測量部の20万分ノ1輯製図(明治20年輯製図々式)に襲用された。

しかしながら、色分けと記号とを併用して諸事項を定量的に表現する手法は、わが国では『一郡限分色地図』において実現されたといえる。

(3) 壬申地引絵図から改租地引絵図への変化
壬申地引絵図と改租地引絵図の描き方は、基本的に江戸時代の様式が踏襲されたにしても、両者には表現方式に顕著な相違がみられる。

壬申地引絵図では、屋敷について家屋型や屋根型の記号を記入して表現した場合が多い。また、神社や寺院は記号で記入するよりは、郷蔵や高札場などととも写真実的な絵で描くことも行なわれた。建造物を絵画的に描く手法はすでに中世の荘園絵図で一般的に行なわれており、江戸時代の村絵図でも多く用いられた。しかし、屋敷の表現に関しては、家屋の描写から記号化が行なわれ、村絵図ではこれが普及した²⁷⁾。壬申地引絵図ではこれらの手法が継承された。

しかし、改租地引絵図では、神奈川県その他で宅地²⁸⁾には屋根型、敦賀県では上記のように山型(八)の記号を記入した例もあるが、多くの府県では記号を用いず白(無彩色)や黄色、あるいは薄赤色で表示している。後者が一般的であったといえる。なお、街道・郷道・村道・野道のそれぞれの道路幅を定めた場合もあり、地図上では道路の線幅でランクが判別できるが、それは線の太さによる記号化というよりは、実体を縮図した結果と理解されるべきものである。

つまり、改租地引絵図では、多少の例外があるにしても、地種・地目などのすべてを色分けで表現する方式へと変わっている。それは記号化の展開という表現上の進み方に逆行するかにもみえる。しかし、このようなことは改租地引絵図の特徴、壬申地引絵図の作成目的との相違

にもとづくものである。

地租改正は、これまで貢租が「高」（生産物の量）を対象とし「村」に賦課されてきたものを、土地を賦課対象とし土地の所有者に課することとした税制上の一大変革であった。このためにまず1筆ずつについて所有者、地種・地目および実面積を捕捉することが必要であり、この作業が改租を行なう前提であった。各筆の所在場所を特定するために、字および地所番号（地番）が新規に設定された。それぞれの地所の場所を明確にし、各筆の字および地番、地種・地目、面積、所有者などの帳簿（地引帳）記載の事実と照合して脱漏を防ぎ、またこれらの実態を視覚的に把握できるように作成されたのが、この地引絵図である。したがって、検地帳や名寄帳などを根底にして各筆の所有者を確認し、所有者の公証として地券を交付するための調査で作成された壬申地引絵図とは、主点の置きどころが違うのである。

壬申地券では、面積は従前の公簿記載を基礎にして実測しないことを原則とした。したがって、地図は縮尺600分ノ1とされたが、各地所の面積を正確にあらわすということよりも、むしろ各筆の場所と配列、相互的な位置関係を示すことが主目的であった²⁹⁾。なお神社・寺院や郷倉など目標となるべきものはリアルに絵画的な手法で描いて表示することも、そのためには有効であったといえよう。

しかし、改租作業では課税の最も重要な基本的要素である面積に関し、実測で正確に把握することが要請された。面積は実測図をもとに十字法や三斜法などで求められた。隣接地所との境界については、隣地持主の立会確認が必要と規定された。したがって、地図は地引帳記載の各筆の位置と地番の配列関係を明示する役割をもったことは勿論であるが、それぞれの地所の求積の根拠として、その形状³⁰⁾と空間的拡がりにも、また課税のもう一つの重要な基本的要素である地目にも、表現の重点が置かれた。

このように改租作業では各筆の実面積と地目の把握が最も重要、かつ基本的なことであった

だけに、地図はこれらに関する地引帳記載の事実と照合して洩れなく確認する役割をもたされた。それには各筆の広狭と地目の類別とが容易に視認でき、直截的に把握しやすいように、全面的に色分けによる表現方式が採用されたと見なされる。また、神社や寺院の境内・境外地も筆数が確定されて地番が設定され、それらや宅地には地番や地目・反別などを記入しなければならなかったことも、色分け方式の全面的採択への変化をもたらした理由であろう。

この表現方式は、土地台帳制の施行にそなえて調製された更正地図、また地籍編纂事業で作成された地籍地図にも引継がれた。しかし、一郡限分色地図の場合は、作成の目的、その地図が意図された用途は異なるので、両方が併用されているのである。

IV. 郡別経済地図の作成に関する資料

一郡限分色地図に示すべき事項に関する資料、とくに町村単位の数量的な資料は、このために新しく調査する必要がほとんどなかったと思われる。郡役所および戸長役場には、地租改正作業での調査資料と中央官庁の指令による諸種の調査でのデータが集積されており、わずかの補足的調査で足りたとみられる。

すなわち、改租作業、なかでも地価査定作業では、この地図に示すことを要求された事項の多くに関する資料が調査されていた。また、当時、中央官庁から物産や職業その他に関する統計的調査が求められ、その町村単位の調査資料が保有されていた。なかでも参謀本部編『共武政表』は陸軍の徴発物件に関する統計資料で³¹⁾、町村別に戸数、人口、物産、物価、諸施設、人夫、職工数、あるいは牛馬、車輛、船舶、水車の数などを網羅しており、基礎の資料は各町村からの提出によるもので、明治11年版に関するデータは戸長役場および郡役所で所持していた。

2カ月の割合に短い期間で調製し提出することを地租改正事務局が要求したのも、データの用意があるので可能との判断からに他ならない。当時の郡役所・戸長役場における関連の既存資

料について、その主なものの具体的内容を次にあげてみる。

(1) 地価査定における調査資料

改租作業の手順としては、各地所の正確な把握に次いでその価格を査定することであったが、地価査定の過程で町村全域と周囲の町村を含んで多くの事項について数量的に詳細な調査が行なわれた。

地価の査定に関しては、明治15年2月に大蔵卿が太政大臣へ提出した『地租改正報告書』で、「郡村ハ地味ノ肥瘠、土地ノ便否、耕耘ノ難易等ヲ斟酌シ其収獲ヲ査定シ、市街ハ土地ノ盛衰、地盤ノ燥湿、運輸ノ便否等ヲ斟酌シ其収益ヲ査定シ、以テ其地価ヲ算出ス」と述べているが、『地租改正施行規則』（明治6年7月28日）および『地方官心得』（明治6年7月28日大蔵省事務総裁達）で次のように算定の基本方式を提示した。

耕地の場合、その耕地における1カ年の収穫物の値段から種籾代・肥料代・地租・村費を引いた金額を農民の収益とみなし、これが地価の6%の利子であるという仮定で、その元金を計算し、これを地価にする算出方法であった。そのためには収穫量の査定がもとで、収穫量は土地の地味・水利・運輸の便などを勘案し、村における土地の地位等級を付け、収穫見込高が決められた。

さらに、地位等級の基準が村々で相違し不公平になることを避けるために、20~30の村について地域的なグループを編成、これを組合村と呼び、組合代理人を選んで組合各村のランク付けを行なわせ、村位（等級）を付けさせてバランスをとった。そのなかの中等度の1村を選んで模範村と称し、その村における耕地・宅地に等級を付け、この規準をもって組合各村の地所の等級を査定させるという手順である。

また、市街地（宅地）に関しては、前記のように商業地の盛衰、地盤の燥湿、運輸の便否や、戸口の疎密、貸地料の多寡、売買価格の高低、表裏の状況と地所形状などの要素を勘案して収

益を査定し、地価を算出させた。

以上の基本方式にもとづいて、各府県ではさらに具体的なことを指示している。たとえば、三瀧県が明治9年2月に『地租改正ニ付地位等級調査心得書』の「凡例」として布達したものは、次のようである³²⁾。

一、地位等級ヲ定ムルハ賦ニ偏頗ナカラシメン為メニ基クモノニテ、最モ緊要タルハ別紙心得書ニ明ラカナリト雖モ（以下略す）

地味沃瘠 専ラ天質ヲ以テ観察スヘシ
両三作得益 両三作スヘキ地カ又ハ一
作ヨリナラサル地カ、蓋シ両作スレ
ハ却テ秋収ヲ害スル地カ等ノ類ヲ視
察ス

耕耘難易 牛馬運送ノ便カ不便カ、耕
耘ニ牛馬ヲ以テナスヘキカ為ス可ラ
サルカ、肥糞培養ニ便カ不便カ、或
ハ山間等ニテハ鳥獸ノ災害防禦非常
ノ努力アル者カ等ノ類ヲ視察ス

水理便否 自然ノ用水ヲ以培養スルカ、
一耕地ノタメ臨時格外努力ヲ尽シ用
水水除ケ等イタスモノカ、堀或ハ井
戸等ヨリ日々酌上ケ培養スルカ、坐
シテ水理適度ヲ得ルノ地カ観察ス

日当良否（略す）

水旱有無 天水場所カ、水入場所カ等
ノ類ヲ視察ス

収穫多寡（略す）

人望深淺

（3カ条を略す）

一、如斯シテ調査終ラハ一村毎ニ田畠宅地
ヲ區別シ、各此表中ニ番号ヲ書入、等毎
ニ合反別ヲ記載シ、一目瞭然ナラシメ、
正副二枚ヲ差出スヲ法トス

但、表紙ハ県庁ヨリ下附スルモノトス
（以下2カ条を略す）

なお、1町村を単位として『地価取調書』を調製して提出させ、係官はこの申告について「実地ニ臨ミ人民言フ所ノ実否ヲ検スル」（『地方官心得』第4章）ことを行なった。この申告

書類の点検と実地検査にあたって、村方・町方としては質問に応じて説明するために、この申告を裏付けるのに十分な調査資料を用意する必要があった。

(2) 村々より書上げの資料

改租作業においては各村が作物の種類や土地利用の状況、あるいは水害・旱害や用水、村の貧富度などに関し書上げ（調査書の提出）を要求された例が多くみられる。次に2例をあげるが、一郡限分色地図の作成に必要な資料が少なからず書上げられている。

福島県信夫郡塩田村の『村控帳』に、次のような明治6年9月の『十ヶ条御問議並御答書』が記載されている³³⁾。

地租改正必要ニ付別紙雛形之通、一村限産業並産出物等歩合而已取調可申、見分合之当否精粗之分は戸長に於て厚注目致し、来十八日限無相違可差出者也。

明治六年九月 福島県参事山吉盛典

〔雛形〕

一、真土桑	四分	何郡何村
場 桑	三分	
米 穀	三分	
一、米 穀	五分	何 村
場 桑	二分	
真土桑畑	三分	
一、場桑畑	五分	何 村
真土桑畑	二分	
米 穀	三分	
一、藍或は煙草	六分	何 村
茶 畑	三分	
米 穀	一分	
一、麻畑茶畑	五分	何 村
雜 穀	三分	
米 穀	二分	

以下倣之

また、茨城県では地位等級詮評・地価査定資料として、地主惣代に対して次のような諸項目に関して村々の書上帳を差出すことを要求している³⁴⁾。

地主惣代

区内各村実地ノ景況、各自常々実験スル所ヲ以、猶現場ニ莅ミ、該地ノ利害得失等ニ注目シ、老農ニ諮問シ、猶其实否ヲ反覆考按推究シ、而シテ区内一村限其所見ヲーツノ簿冊ニ明記シ具状スヘシ。

其条件概略左ノ如シ。

- 一、村柄貧富ノ事。
 - 一、地位ノ肥瘠ヲ検スル事。
 - 一、一区画中各村等級ノ事。
 - 一、堤防用悪水修繕等ノタメ毎歳多分ノ金穀ヲ費消スル村方ノ事。
 - 一、用水ノ有無、且潤沢可否ノ事。附水源ノ事。
 - 一、土地便否ノ事。
 - 一、耕鋤難易ノ事。
 - 一、田方両毛作スル村名ノ事。
 - 一、畑方通常植物ノ事。
 - 一、種子肥糞各地歩合ノ事。
 - 一、水旱患害有無ノ事。
 - 一、男女農事ノ外営有無ノ事。
 - 一、人民不好不便ノ地、其他ニ比類ナキ程事故アル村落有無 且村名ノ事。
 - 一、秣場有無ノ事。
- 前条ノ外、該地ノ得失ニ関係スル処ノモノ夫々注意申立ヘキ事。
- 右之通可相心得事。

明治九年八月十二日 茨城県土浦支庁

これは前記の三瀧県の「凡例」と同類のものであるが、茨城県の指令にもとづいて作成された第11大区5小区の村々の報告書草稿が残っているので、大貫村の分を掲げる。

- 一、村柄貧也。
- 一、地位ハ真土ニシテ肥土ナリ。
- 一、区画中第二等トス。
- 一、堤防用悪水修繕費、毎歳金三十円内外。
- 一、用水潤沢有り。
- 一、土地ハ便ナリ。
- 一、耕鋤ハ易シ。
- 一、田方両毛作無之。
- 一、畑方麦棉大豆等ナリ。

一、種子肥糞田畑平均反ニ付、下肥踏草三十
駄位、蒔肥種子代価其二割五分位。

一、水旱患害、凡二分五厘。

一、男女農事外営業無之。

一、人民不好不便之地少シ。

一、秣場無之。

(3) 皇国地誌編纂における資料

明治12年当時は皇国地誌の編纂が進められていた時期であって、そのための資料も収集されつつあり、この地図作成のデータともなり得たと思われる。

すなわち、明治5年9月24日に皇国地誌編集のことを太政官が布告、8年6月5日には『皇国地誌編輯例則並着手方法』が布達され³⁶⁾、同年11月12日には例則の追補が行なわれた³⁷⁾。この追補で郡誌と村誌の記述すべき項目とその例文が示された。

村誌の場合は、疆域、管轄沿革、里程、地勢、地味、税地、飛地、字地、貢租、戸数、人数、牛馬、舟車、山川、湖沼、牧場、砒山、道路、堤塘、港、温泉、社寺、製糸場、大工場、古跡、名勝、物産、民業など48項目があげられている。例文を3～4の項目について示すと下記のように、定量的な記載が要求されている。

税地 田(幾町)、宅地(幾町)、山林(幾町)、原野(幾町)、総計(幾町)等ノ類。

舟車 蒸気船幾艘(百噸以上幾艘、百噸未満幾艘)、帆走船幾艘(上ニ倣ヘ)、日本形艘幾艘(千石以上幾艘、千石未満五百石以上幾艘、五百石未満二百石以上幾艘、二百石未満五十石以上幾艘、五十石未満荷船幾艘、漁船幾艘、遊船幾艘)、総計幾艘等ノ類。

堤塘 某堤(某川ニ沿ヒ村ノ何方某村境ヨリ何方某村境ニ至ル。長幾町、馬踏幾間、堤敷幾間、且水門幾所、水量定杭ノ長短、根堅樹竹ノ有無及ヒ修繕費用ハ官ニ属シ民ニ属ス等ノ類)。

民業 男(農桑ヲ業トスル者幾戸、或ハ薪

炭ヲ業トスル者幾戸、或ハ漁獵ヲ業トスル者幾戸ノ類)、女(縫織ヲ業トスル者幾人、或ハ農桑ヲ業トシ、或ハ製茶ヲ業トスル者幾人ノ類)。

郡誌の場合、村誌にない項目は、気候、風俗、郷荘、町村数、官用地、人物などである。民業の項では、例文を次のように示している。

男(郡ノ南方幾十村、多クハ山林ニ属ス。故ニ其民採薪炭ヲ業トスルモノ幾村、木具製造ヲ業トスルモノ幾村、其生ヲ営スル難シトイフヘシ。然レトモ或ハ富民多シ。西方幾村多クハ平田ニ属ス。故ニ其民農耕ヲ業トシ、或ハ桑茶ヲ業トス。其生ヲ営スル易シトイフヘシ。然レトモ或ハ貧民多シ。東方海ニ面シ、江ニ沿フ。漁網ヲ業トスル者、航海ヲ業トスル者幾村。北方ニ至テハ其地原野多シ。牛馬ヲ牧シテ生トナス。戸口殷富ナラス等ノ類)、女(東南ハ桑茶ニ宜シ、女皆之ヲ業トス。地開ケ家富ム。…以下略す)。

(4) 農産・物産および職業調査等の報告資料

明治6～8年には『府県物産表』が、また9年以降は国別・郡別農産物に関する統計の『全国農産表』が中央官庁から刊行された。その資料として各町村は報告を求められたが、戸長役場およびこれを纏めた郡役所には調査データが集積され、町村単位の定量的な必要資料を戸長役場や郡役所では保有していた。

『物産書上』『物産出高取調書』『産物取調書上帳』『農産取調』や『普通農産表』、また『諸職其外取調書』などと称する調査原簿的な帳簿類や報告書の控えあるいは下書きの類が、現在でも少なからず残存している。資料8はその1例で、神奈川県高座郡相原村の明治9年『物産表』の一部分である。

V. おわりに

この地租改正事務局の準則にしたがって作成された地図は、まだ1枚も発見されていないので、準則だけではどのような地図が出来あがっ

禽獸類		柿類		葉実類		種子類		園蔬類		園造類		醸造類		漬物類		米穀類		部類										
鶏	猪	梅子	柿	茶	胡麻	菜子	苧子	牛房	蓮子	芋	甘藷	蘿蔔	味噌	清酒	醤油	蕎麥粉	蕎麥粉	大豆	小豆	粟	稗	粟	小麥	大麥	大豆	粟	部類	
籠	籠	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	品目
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	數	
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	量目	
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	通貨	

資料8 神奈川県高座郡相原村の明治9年『物産表』の一部
 (相模原市立図書館古文書室保管小川忠良家文書)

たのか明らかでない。たとえば灌漑水路の水量規模別の記号はどこに記入されたのか、あるいは地名とか、道路や河川溝渠などがどの範囲で描かれたのかなど、具体的なことは不明である。用紙は地租改正事務局から配布されたが、用紙も発見されていないので、縮尺に関しては判明しない。

また、方位についても、準則では触れていないので明瞭でない。改租地引絵図の作成に関して諸府県が布達した雛形では江戸時代の方式を踏襲して、紙面の上方を南、右を東とすることを原則としている。しかし、約10年後に更正地図の作成指針とした大蔵省から布達された『町村地図調製=関スル方式及更正手続』(明治20年6月20日)の例図では、上を北とする欧米の方式を採用し、地籍図類の描き方に变换をもたらした。一郡限分色地図の場合は、作成時期からして改租地引絵図と同じ方式が用いられたと

思われるが、今のところ明らかでない。

調製された地図が発見されれば、多くの点で貴重な研究資料となるのであるが、この地図は府県や旧郡役所、あるいは旧町村の行政文書、府県収税部の書類を移管した旧国税局などの書類中から下描き図か控図が発掘される可能性もあると思われる。

この地図の作成目的については、「地租改正上、将来参照之次第有之ニ付」といっているにしても、これだけでは必ずしも明瞭でない。地域に関する諸情報を記号化して表現した地図の作成を企画した事実は、きわめて注目をひき、興味ある点であるが、この地図が利用された証跡は今のところ見出し得ない。この点に関し、また地図の発掘について、大方のご教示とご協力をお願いしたい。

なお、このような地図の作成を企画し、記号および配色について立案したのは、地租改正事

務局スタッフの誰であったか、また発案にあたって外国の地図が参考にされたのか否かなどの検討は、現在のところ資料が不十分で、今後の課題である。また、立案にあたって陸軍参謀局刊の『大日本全図』が参考にされたことは想像に難くない。碇泊所と海港との記号、すなわち錨形の図形がきわめて類似することは、そのつながりを思わせるが、具体的なことに関しては今後にまきたい。

〔注〕

- 1) 原図は『地図ニュース』第154号(1985)以降にカラー覆刻で掲載されている。
- 2) 『陸地測量部沿革誌』46頁
- 3) 陸軍省第6局が地図調製のことを担当したが、明治7年2月に参謀局が置かれてこれを所管、さらに同11年12月5日に参謀局を廃して参謀本部が設置された。
- 4) 通達本文では「概図」と称し、凡例では「地図」としているが、以下、「地図」と呼ぶことにする。
- 5) 近世および明治前期には「絵図」と「地図」とが同義語として用いられていた(拙稿「日本における地図の呼称とその変遷」新地理, 26—4, 1979, 11~31頁)
- 6) 国立歴史民俗博物館『日本の古地図—秋岡コレクション 展示図録』1989, D—3
- 7) たとえば、嘉永2(1849)年刊の鶴峰彦一郎『安房国全図』および同人『下総国輿地全図』(同年刊)や安政3(1856)年開板の菊池脩蔵著・橋本玉蘭画図『武蔵国全図』では神社や仏宇にこの図形の記号を用い、また村上吾雄『上野国輿地全図』も同様な記号を採用している。
- 8) 後掲の明治元年における太政官の国図調製指令では「合紋」と称している。また、『武蔵国全図』では「図中目標凡例」と称しており、文久3(1863)年の『新選京絵図』(竹原好兵衛板)では「図中標目」といい、敦賀県が明治9(1876)年布達の『郡村取調規則増補』では「図式色分標目」と記していることなどからすれば、「標目」の呼称も用いられていたとみられる。
- 9) 凡例は『大日本沿海実測録』(大学南校板, 明治3年)の首巻にも収載されている。資料6はその部分である。引用は読み下し文に改めた。
- 10) 太政官沙汰第1139号, 1140号(『太政類典』第1編第42巻, 『法令全書』)(=は筆者補入)
- 11) 武蔵国荏原郡太子堂村『御用留』明治4年(『武蔵相史料叢書』5の2, 55~56頁)
- 12) 佐賀県立図書館所蔵 資料番号051—8
- 13) 京都大学附属図書館所蔵(中井家旧蔵)
- 14) 近藤重蔵『好書故事』巻28(『近藤正斉全集』第3巻)
- 15) 元禄国絵図に関するもので、岡山大学所蔵(長沢孝三「国絵図・郷帳の重要文化財指定について」の引用による。国立公文書館『北の丸』第16号)。
- 16) 国立国会図書館所蔵 WA—46—1(国立国会図書館編『日本の地図—官撰地図の発達』1980, Fig. 5)
- 17) 大阪府立中之島図書館所蔵『皇国道図』寛文10<1670>年ごろ作(同上『日本の地図』Fig. 7)
- 18) 前掲『日本の古地図—秋岡コレクション 展示図録』Fig. B—2
- 19) 京都市街図の場合でもこの手法が用いられた。たとえば、竹原好兵衛板『新選京絵図』では宮御門跡方、寺社、往還、田畑などを色分けであらわしている。
- 20) 『茨城県史資料』近代政治社会編I, 235頁
- 21) 『租税寮改正局日報』明治5年第16号(『地租改正基礎資料』上巻, 32~33頁)
- 22) 同上, 明治5年第43号追加(同上, 120~121頁)
- 23) 同上, 明治6年第8号(同上, 154頁)
- 24) 『福岡県史資料』第4輯, 86~87頁
- 25) 『大日本全図』に関しては、師橋辰夫氏から所蔵図の披見とご示教とをいただいた。
- 26) 木村信卿少佐は、11年12月の陸軍省参謀局が参謀本部に改組されるまで第5(地誌)課長の地位にあり、山県有朋による改組にあたってフランス派と目されて退けられた。
- 27) なお、荘園絵図でしばしば用いられている耕地を×で描いているのは記号とも見なされよう。この表現の仕方が近世村絵図に継承されている例も認められる。しかし、村絵図では彩色によって区別することが一般化し、記号として普及したとは必ずしもいえない。
- 28) 『地租改正条例』(明治6年7月)第5章で、「屋敷地」は「宅地」と称することとされた。
- 29) たとえば、神奈川県『(壬申地券)地引絵図=

関スル回達』(明治6年10月)では「地引絵図ハ、一村中ノ地所無遺漏、重複ナク、区画部分一目瞭然、検閲ニ便ナルヲ以テ要トス。……色ヲ以テ景ヲ分チ、字・番ヲ以テ地順ヲ示シ……素ヨリ地画ノ順序・愁脱ヲ検スルマテノ供用ナレハ……」(『神奈川県史 通史編6』196~167頁)とその役割について述べている。

30) 当時、これに関しては地所の形状の意味で「地形」の語が一般的につかわれた。

31) これは明治16年版から陸軍省輯『徴発物件一覧

表』として毎年印行された。

32) 『福岡県史資料』第4輯, 78頁

33) 『福島市史』10(資料・5, 近代資料I), 138頁

34) 『茨城県史料』近代政治社会編I, 340~341頁

35) 同上, 341頁

36) 太政官達第97号(『法令全書』第8巻, 622頁以下)。

37) 太政官達第196号(同上, 第8巻, 764頁)

SOME CONSIDERATIONS ON THE OFFICIAL JAPANESE ECONOMIC MAPS IN 1879, IN THE VIEWPOINT OF MAP-SYMBOLS AND COLOR EXPRESSION

Jinjiro SATO

The Japanese government ordered to prefectural government to make economic maps at every *gun* (county) as a unit, in 1879, when the new land tax system was established. This economic maps were asked to include various physical and economic conditions, for example, agricultural land utilization by crops, location of main industries other than agriculture, sites of periodical market, irrigation systems, habitual lands of flood and drought, seaports, inland waterways, bad or steep roads being impossible for running of viecles, and so on. As for the expression on maps, the government designated specified symbols and colors, and requested to have quantitative classification. They were the first economic maps in Japan.

There have been known in Japan that designation of land utilization by colors was already introduced on maps during the first half of the eighth century. Techniques to express administrative boundaries or classification of phenomena were also seen on maps in the seventeenth century. Particularly since about 1780, the technique of wood-print, accompanied to development of *ukiyo-e*, wae introduced for map-making. Although various map symbols were used since the seventeenth century, no fixed way of expression had been authorized by the second half of nineteenth century. Map-makers individually introduced their map-symbols in various ways. Colors and map-symbols were generally used on maps since the eighteenth century in Japan. Quantitative classification by colors or map-symbols, however, was firstly introduced on the economic maps of 1879, which showed a great step of development in the history of map-making in Japan.

Unfortunately, no example of economic maps of 1879 has been found, except an order form of the government, showing the explanatory notes about colors and map-symbols.